

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
3K6Z13C00250		3L6X1A00006 0001					
品名 または 件名							
監察業務のDX推進に関する調査研究							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸 幕				陸 幕			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
				令和6年3月15日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsd/fin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和5年11月9日(木) 11時00分 中央会計隊入札室 (E-1棟 6F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札に関する条件

「防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用にあたっての追加事項について(通知)」の第4項(1)、(2)、(3)(4)の資料を1部作成し、令和5年10月27日(金)までに担当者に提出すること。

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合には請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「利益制限契約に関する特約条項」
「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 不明事項等の問い合わせ先
中央会計隊契約科第3班 野高 (TEL: 03-3268-3111内線47567)
(FAX: 03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先
陸上幕僚監部監察官 野田 (TEL:03-3268-3111 内線40043)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
監察業務のDX推進 に関する調査研究	陸幕監第1号		
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作 成	令和	5年10月 4日
	変 更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部 監察官	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上幕僚監部監察官において実施する監察業務のDX推進に関する調査研究の役割について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z000009による。

1.2.1 DX (Digital Transformation)

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することをいう。

1.2.2 調査研究

情報資料を収集し処理するとともに、そこから得られる情報を自らの知識・経験を踏まえて分析し、新たな知識を得ることをいう。

1.2.3 AI (Artificial Intelligence)

人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステムをいう。

1.2.4 陸自業務システム

共通サーバ、業務サーバ、陸自業務システムネットワーク、端末等から構成された、陸上自衛隊の業務系システムとして業務に使用する情報システムをいう。

1.2.5 陸自クローズ系クラウド

陸自クローズ系クラウド基盤及びこれを利用する個別サービス、最適化演算共通サービス、最適化演算個別サービス等を含めたクラウドシステムをいう。

1.2.6 Webアンケート回答ツール（仮称）

企業が提供するWebサイトを利用し、アンケートフォームの作成、アンケートの回答及び回答データの収集等、一連のアンケート業務の実施を支援するツールをいう。

1.2.7 陸自業務システム指揮支援機能「監察官アンケート」

陸自業務システム指揮支援機能の内、監察アンケート出題機能及びオフラインツールを使用したアンケート集約機能等を有するツールをいう。

1.2.8 監察AIソフト（仮称）

監察業務の内、監察官意見の作成及び監察結果の取り纏めに資する分析業務の高度化を図るために必要な機能を有するソフトウェアをいう。

1.2.9 陸自クローズ系クラウド「最適化演算共通サービス」

最適化演算個別サービスの運用管理、開発支援及び学習・推論等に必要となるリソース提供等、共通的に利用可能なサービスをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) 法令等

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）[防整情(事)第92号（令和5年3月31日）]

陸上自衛隊の情報保証に関する達（陸上自衛隊達第61-8号（19.12.17））

陸上自衛隊の情報保証に関する達の運用について（通達）[陸幕指通第186号（令和5年5月23日）]

リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）[防整サ第14550号（令和5年7月3日）]

情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）[防整サ第14550号（令和5年7月3日）]

令和5年度監査の基本方針について（通知）[防整サ第14552号（令和5年7月3日）]

令和5年度リスク管理枠組み（RMF）関連業務の実施について（通達）[陸幕指通第249号（令和5年7月6日）]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）[防装庁(事)第121号（31.3.29）]

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2023年（令和5年）3月31日デジタル社会推進会議幹事会決定）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁(事)第137号。令和4年3月31日。以下「情報セキュリティ通達」という。）

2 調達案件の概要

2.1 調達の背景

陸上自衛隊における監察は、部隊等の実情を把握することにより隊務の正常な運営を阻害する諸要因を探究し、もってその改善施策の推進を図ることを目的としている。

監察業務の実施に当たっては、陸自全隊員を対象としたアンケートによる意識調査、部隊等訪問による隊員との懇談等を実施しているが、近年のアンケート設問数の増加傾向、懇談における聞き取り項目の増加傾向等により、部隊・隊員の監察受察に係る負担感が増大するとともに、監察業務担当者の業務所要も増大傾向となっている。

このため、監察業務の内、「監察アンケートによる意識調査」及び「監察結果に係る分析」において、DXによる業務の効率化及び高度化を検討する必要性が生じたものである。

2.2 本調達の目的及び効果

2.2.1 目的

陸上幕僚監部監察官において実施する監察業務のDX推進に関する調査研究の役務を調達し、監察業務のDX推進の全体像を具体化するとともに、所要の技術調査、概念検証等を実施し、じ後のDX推進関連事業の計画及び実施の資を得る。

2.2.2 期待する効果

陸上自衛隊における監察業務のDX推進の実現により業務の効率化・高度化を図り、各指揮官の統率に寄与するとともに、隊務運営基盤の改善に資する。

2.3 事業スケジュール

- a) 本事業契約期間は、契約締結後から令和6年3月15日とする。
- b) 情報システム整備等に係る各種調整業務に資するため、本事業の中間段階において所要の成果について報告を求める。
- c) 本調査研究の成果をもって、じ後の関連事業に係るスケジュールを定める。

3 調査研究に関する要求

3.1 調査研究の実施

契約の相手方は、官側の指定する内容について調査研究を実施するものとする。

3.2 実施場所、期間及び調査研究の内容

実施場所及び期間は表1、調査研究の内容は表2による。

表1

実施場所	「防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町5-1）及び官の指定する場所」
期間	契約締結後～令和6年3月15日（金）

表2

調査研究の内容		
番号	項目名	内容等
1	監察業務のDX推進に係る全体像の具体化	Webアンケート回答ツール（仮称）導入、陸自業務システム指揮支援機能「監察官アンケート」の改修、監察AIソフト（仮称）の開発（陸自クラウド「最適化演算共通サービス」の収容を含む。）等による監察業務のDX推進に係る全体像（全体最適化に係る事項を含む。）の提示

表 2 (続き)

調査研究の内容		
番号	項目名	内容等
2	陸自業務システム指揮支援機能「監察官アンケート」の改修に関する事項	下記事項の提示 1 陸自業務システム指揮支援機能「監察官アンケート」の既存の不具合等の改善及び集計結果のグラフ化等のための改修案及び上記改修に要する業務予定等 2 陸自業務システム指揮支援機能「監察官アンケート」により収集・蓄積したデータの陸自クローズ系クラウド「最適化演算共通サービス」への移管に必要な事項
3	監察AIソフト（仮称）の開発及び陸自クローズ系クラウド「最適化演算共通サービス」への収容に関する事項	下記事項の提示 1 監察業務におけるAI適応可能な業務の特定及びAI技術調査 2 AI技術導入の可能性及び効果の確認 3 監察AIソフト（仮称）の開発内容及び開発に要する業務予定等 4 陸自クローズ系クラウド「最適化演算共通サービス」の収容に必要な事項等
4	調査研究実施計画の立案及び官民調整会の開催	1 本調査研究実施計画の立案 2 官民調整会の企画・実施 (1) 令和5年12月まで：2回基準/月 (2) 令和6年1月以降：1回基準/月
注記1 項目名、内容等については、官側との相互調整により細部を決定するものとする。 注記2 事実関係の記載については、可能な限り出典等を明らかにし、引用した文献等は成果報告書中に明記するものとする。		

3.3 調査研究実施者の資格

- a) 契約の相手方は、防衛省における情報システムの構築の経験を有するとともに、監察業務のDX推進に関する調査研究を実施するに当たり、十分な能力（陸自業務システム指揮支援機能「監察官アンケート」、陸自クローズ系クラウド「最適化演算共通サービス」等に関する知見等）を有するものとする。
- b) 法人として具備する条件
- 1) 契約の相手方の本社は、日本国内とする。
 - 2) 政府機関における情報システムのマネジメント支援実績を持つものとする。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

5 情報の保全

契約相手方は、本業務の契約の履行に当たっては、次の事項について遵守すること。

- a) 契約相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。
- b) 契約相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（調達）及び情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための

措置の細部事項について（通知）に定める特約条項により、サプライチェーン・リスク対応を行うこと。

- c) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。

6 その他の指示

6.1 提出書類等

提出書類等は、表3による。

表3

番号	書類名	提出形態	部数	提出先	提出期限
1	成果報告書（中間） 監察業務のDX推進に係る全体像（現状分析結果、目指すべき方向性、業務予定等）等	電子記録媒体	1	陸上幕僚監部 監察官 （市ヶ谷）	令和5年12月31日
2	成果報告書（最終） 監察業務のDX推進に係る全体像等	電子記録媒体	1	陸上幕僚監部 監察官 （市ヶ谷）	令和6年3月15日
注記 電子記録媒体は、CD-R又はDVD-Rとし、データ形式は、Microsoft Office形式及びPDF形式とする。					

6.2 その他の必要事項

- a) 本調査研究に必要な器材（機材）、消耗品、工具等は、契約の相手方が準備するものとする。
- b) 調査研究内容に疑義を生じた場合は、検査官と協議するものとする。
- c) 細部については、官側との相互調整により実施するものとする。
- d) その他必要な事項は、検査官が指示する。

6.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	3 L 6 X 1 A 0 0 0 0 6
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年10月6日
	作 成 部 課	陸上幕僚監部監察官
	作 成 年 月 日	令和5年10月4日
品 名	監察業務のDX推進に関する調査研究	
仕 様 書 番 号	陸幕監第1号	

1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考
監察結果等に関する資料	1 指揮官等の統率行為に係る事項 2 部隊等の能力、状態等を明らかにする事項	保護すべき情報を他の情報から明確に区別できるよう適切に分類し、厳格に管理するものとする。	

3 特記事項

特になし